

気をつけようこんな手口

町内でも被害が出ています 海外市場の商品先物取引

最近、海外商品市場を舞台にした商品取引による被害が増えており、町内でも数件の被害が出ています。

被害にあった方は、千葉消費生活センター ☎ 0472-240999 又は役場産業課商工農産係 ☎ ④1211-⑤206101 にご相談ください。

海外商品先物取引は「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」で規制されていますが、悪質な業者はこの法律の対象外になっているアメリカの銅などへの取引を勧誘しています。(勧誘の主なもの香港の大豆・砂糖・金アメリカ、イギリスの大豆・石油製品・プラチナ・銀・コーヒー)

しかも、一人暮らしや昼間一人になるお年寄りを強引な勧誘で取引に誘い、多額の被害を生じさせています。

海外市場の商品先物取引については、時々刻々変わる相場を確認するのが難かしいこと、為替相場の変動も考慮に入れなければならぬことなどから、一般の方にとっては極めて危険なものといえますのでこうした取引に参加しないことが賢明です。勧誘を受けた場合には、あいまいな返事をせずにはっきりと断わりましょう。

私たちは こんなセリフに だまされました

短期間に小さな
元手で大きな利益
絶対にもうかります

農産物や貴金属などを、6ヵ月とか1年とかに受渡しすることを約束した取引で、受渡期限前に、「買う」約束をしたものを転売、「売る」約束をしたものを買戻したとき、商品を受渡しせずに差額を精算するのが先物取引。

現在、商品取引所法や海外先物取引規制法で規制されていますが、「絶対もうかる」式の勧誘が多く、素人はほとんどが損に終わっているのが苦情相談の実態です。

値上がり間違いなし
転売も引き受けます

実際に利用がむずかしいレジャー施設などの利用会員権を、将来は絶対に値上がりすると売りつける会員権商法。いつでも譲渡の世話をするという約束なのに買い手を見つけてくれない。

安全、確実で高利回り
元金保証
利息は雑所得扱いで節税

土地、建物などの不動産を担保に、融資した業者に法務局が出す抵当証券を小口にして売り、買い手には預かり証をわたす抵当証券取引。

利回りのいいのが魅力ですが、全く私的な信用取引なので、実際に担保裏付けのないものが出回っていてもわかりません。

業者を選ぶことが大切で、一流企業名とまぎらわしい社名をつけたり、訪問販売、折込広告などをする業者は要注意です。

話だけでも聞いてみない？
友達を紹介するだけで高収入

知人らに「いいもうけ話がある」と集会場等に誘わせ、高価な羽毛ぶとんなどを売りつけて会員にし、新たな買い手を連れてきた場合にマージンなどを出すというマルチマがい商法。会員をふやせばふやすほど組織内での地位が上がり、収入がふえるというのですが、しょせん勧誘には限界があり、結果的には多くの被害者を出す商法です。

